

○平塚市自殺対策会議規則

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

規則第 1 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、平塚市民のこころと命を守る条例（平成 1 9 年条例第 3 4 号）第 1 6 条第 6 項の規定に基づき、平塚市自殺対策会議（以下「自殺対策会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第 2 条 自殺対策会議に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、自殺対策会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 自殺対策会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 自殺対策会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 自殺対策会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 4 条 自殺対策会議は、その審議事項について必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 5 条 自殺対策会議の庶務は、福祉部福祉総務課で処理する。

(その他)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、自殺対策会議の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。